**防犯カメラ設置補助金について**

**１　概　要**

|  |  |
| --- | --- |
| **補助対象** | ①公共かつ以下の地点に設置する、されているカメラ・警察などにより防犯カメラが設置されたことがある場所(=県警貸出事業)・犯罪等の発生のおそれがあると町長が認める場所(ただつけるだけのものは×)②維持管理を当該自治体で行うものとしているもの③設置後、5年以上継続して維持管理が見込まれるもの |
| **補助額** | 設置工事１台につき最大70,000円(設置工事費の1/2) |

**２　補助金支払いまで手順について**

**警察の貸出事業への依頼**

詳細は警察署、生活安全課様にて。

大まかな概要としては、数か月カメラを仮設置し、そののちカメラの需要があれば町内会で

設置したカメラを買い取るというもの。

**事業実績報告書の提出**

申請書提出後、町民課から「交付決定通知」を送付。交付決定の確認後、以下の実績報告書を提出。

提出書類は以下の６～８点が必要です。

・**防犯カメラ事業費実績報告書**

**・防犯カメラの写真**

**・防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの**(別のカメラで撮影したものでも可)

**・対象経費を支払ったことを証する書類の写し**

**・防犯カメラの管理及び運営に関する規定**(申請の時と同じもの)

**・地権者の承諾書の写し**(私有地に設置した場合)

**・道路管理者または電柱等設置者等の許可書、承諾書の写し**(道路や電柱に設置した場合)

**・撮影範囲に入る住居を所有する住民の承諾書**(住居などがカメラの視界に入る場合)

**カメラ設置後、町民課へ補助金申請書類の提出**

設置が完了次第、書類を提出。警察で設置したものだけでなく、「犯罪等の発生のおそれがあると町長が認める場所」でも補助対象。必要書類は以下の５点が必要です。

・**防犯カメラ事業費補助金交付申請書**　(区長印が必要です)

**・防犯カメラの仕様がわかる書類**(主に仕様書)

**・対象経費に係る見積書の写し**

**・防犯カメラ(ポール及び看板含む)の位置図**(カメラの視界範囲などがわかる地図)

**・防犯カメラの管理及び運営に関する規定案**(設置目的・カメラ概要・管理責任者等を明記したもの。各地区で作成する。窓口では参考例を呈示できる)